

新発田市就学援助規則

平成17年4月7日

教委規則第4号

改正 平成19年11月7日教委規則第13号

平成21年6月5日教委規則第6号

平成22年3月8日教委規則第3号

平成23年2月4日教委規則第1号

平成26年3月10日教委規則第4号

平成28年3月24日教委規則第2号

平成29年11月27日教委規則第6号

平成30年8月23日教委規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由によって義務教育を受けることが困難な法第18条に規定する学齢児童若しくは学齢生徒（以下「児童生徒」という。）又は就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者をいい、小学校に就学させるべき者に限る。以下同じ。）の保護者に対して、就学に必要な経費に対して就学援助費（以下「援助費」という。）を支給することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

（平成19教委規則13・平成29教委規則6・平成30教委規則10・一部改正）

(対象者)

第2条 援助費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別表第1に規定する認定基準に該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有し、新発田市立の小学校又は中学校に在学している児童生徒の保護者
- (2) 本市に住所を有し、前号に掲げる小学校又は中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程に在学している児童生徒の保護者
- (3) 本市以外に住所を有し、新発田市立の小学校又は中学校に在学している児童生徒の保護者
- (4) 本市に住所を有し、新発田市立の小学校へ入学を予定している就学予定者の保護者
- (5) 本市に住所を有し、新発田市立の小学校以外の国立又は公立の小学校に入学を予定

している就学予定者の保護者

(平成29教委規則6・全改、平成30教委規則10・一部改正)

(援助費目等)

第3条 援助費の支給の対象となる費目(以下「援助費目」という。)は、別表第2のとおりとする。

2 援助費の額及び支給時期は、新発田市教育委員会(以下「委員会」という。)が別に定める。

(平成29教委規則6・一部改正)

(対象経費)

第3条の2 援助費の対象となる経費は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める援助費目に係る経費とする。

- (1) 第2条第1号に規定する保護者 別表第2に規定する援助費目
- (2) 第2条第2号に規定する保護者 別表第2に規定する援助費目のうち、通学費、医療費及び学校給食費を除く援助費目
- (3) 第2条第3号に規定する保護者 別表第2に規定する援助費目のうち、医療費及び学校給食費
- (4) 第2条第4号又は第5号に規定する保護者 別表第2に規定する援助費目のうち、新入学児童生徒学用品費等

2 前項の規定にかかわらず、対象者が別表第1に規定する要保護者に該当する場合の対象経費は、修学旅行費及び医療費に係る経費とする。

(平成29教委規則6・追加、平成30教委規則10・一部改正)

(申請)

第4条 援助費の支給を受けようとする者は、毎年度、就学援助申請書(別記第1号様式)に必要事項を記入し、学校長を経由して委員会に提出しなければならない。ただし、就学予定者の保護者にあつては、小学校入学前児童就学援助申請書(別記第2号様式)に必要事項を記入し、委員会に提出しなければならない。

(平成30教委規則10・一部改正)

(認定)

第5条 委員会は、前条の規定による申請があつたときは、遅滞なく、審査を行い、認定の可否を決定するものとする。この場合において、委員会が認めるときは、学校長及び民生委員の意見を求めることができる。

2 委員会は、前項の規定による審査結果について、申請者に対し通知するものとする。

(平成30教委規則10・一部改正)

(支給方法)

第6条 援助費は、前条の規定により支給資格があると認定された者(以下「受給者」という。)の学校諸経費振替口座(援助費の対象となる学校諸経費の支払のために受給者が指定した金融機関の口座をいう。)(受給者のうち就学予定者の保護者にあつては、当該保護者が指定する口座)に口座振替の方法により支給するものとする。ただし、委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、委員会は、学校長が受給者の学校諸経費の納入状況を勘案し必要と認めるときは、受給者の同意を得て、学校長の指定する金融機関の口座に振り込むことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第2に規定する援助費のうち医療費については、委員会は、医療機関に直接支払うことができる。

(平成30教委規則10・全改)

(状況変更等の届出)

第7条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、委員会に届け出なければならない。

- (1) 保護者の住所又は氏名に変更があつたとき。
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく保護の開始又は廃止があつたとき。
- (3) その他就学援助申請書の記載内容に変更があつたとき。

(平成30教委規則10・旧第8条繰上)

(認定の取消し)

第8条 委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当した場合、支給資格としての認定を取り消し、又は援助費の支給の一部若しくは全部を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くことになったとき。
- (2) 不正の手段により援助費の支給を受けたとき。

(平成30教委規則10・旧第9条繰上)

(援助費の返還)

第9条 委員会は、受給者が援助費の支給を受けた後、前条の規定により援助費の支給を取り消されたとき、又は当該児童若しくは生徒の長期欠席、行事不参加等により援助費を使用しなかつたときは、これを返還させることができる。

(平成26教委規則4・一部改正、平成30教委規則10・旧第10条繰上)

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会が定める。

(平成30教委規則10・旧第11条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成19年教委規則第13号)

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成21年教委規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市就学援助規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市就学援助規則の規定は、平成21年12月1日から適用する。

附 則(平成23年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年教委規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年教委規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年教委規則第6号)

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成30年教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(平成21教委規則6・平成22教委規則3・平成28教委規則2・平成29教委規則6・一部改正)

対象者の区分	認定基準
要保護者	生活保護法第6条第2項に規定する者
準要保護者	次の1から3までのいずれかに該当する者

	<p>1 要保護者に準じる程度に生活が困窮している者で、前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者</p> <p>(1) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止</p> <p>(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく個人の事業税の減免、市町村民税の非課税若しくは減免又は固定資産税の減免</p> <p>(3) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条の規定に基づく国民年金の保険料の免除</p> <p>(4) 新発田市国民健康保険税条例(昭和34年新発田市条例第8号)に基づく国民健康保険税の減免又は徴収の猶予</p> <p>(5) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定に基づく児童扶養手当の支給</p> <p>(6) 生活福祉資金貸付制度による貸付け</p> <p>2 1で定める認定に当たって、その判断が困難な者については、当該世帯の所得額及び需要額による対比をもって認定の目安とする。この場合において、生活保護法第8条の規定に準拠して、その世帯の所得額が次の算式により算定した需要額の1.42倍の額以下の者とする。</p> <p>所得額 ÷ {生活扶助(1類、2類) + 期末一時扶助 + 教育扶助 + 住宅扶助 + 母子加算 + 障害者加算} 1.42 (基準)</p> <p>3 1及び2に掲げる者のほか、学校長が特に援助を必要と認める状態にある者で委員会が認めるもの</p>
--	---

別表第2(第3条関係)

(平成21教委規則6・平成26教委規則4・平成28教委規則2・平成29教委規則6・一部改正)

援助費目	定義
学用品費	児童又は生徒の所持に係る物品で各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品(実験、実習材料を含む。)又はその購入費
通学用品費	小学校又は中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)に在学する児童又は生徒が通学のために通常必要とする通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等又はその購入費(新入学児童生徒学用品費等が支給される場合を除く。)

校外活動費（宿泊を伴わないもの）	児童又は生徒が校外活動（学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動（修学旅行を除く。）をいう。以下同じ。）のうち宿泊を伴わないものに参加するため直接必要な交通費及び見学科
校外活動費（宿泊を伴うもの）	児童又は生徒が校外活動のうち宿泊を伴うものに参加するため直接必要な交通費及び見学科
新入学児童生徒学用品費等	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、カバン、通学服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）の購入費
修学旅行費	児童又は生徒が小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費及び見学科並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、しおり代、荷物輸送料、通信費及び旅行取扱料金の額
体育実技用具費	小学校又は中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあつては柔道着、剣道にあつては防具一式（面、胴、甲手及び垂れ）、剣道衣、竹刀及び防具袋（以下「防具一式等」という。）、スキーにあつてはスキー板、スキー靴、ストック及び金具（以下「スキー板等」という。）、スケートにあつてはスケート靴）で、当該授業を受ける児童又は生徒全員が個々に用意することとされているもののうち、小学校にあつては第1学年から第3学年まで及び第4学年から第6学年までのそれぞれの期間ごとに1つのスキー板等又はスケート靴について、中学校にあつては柔道着、防具一式等、スキー板等又はスケート靴のうちいずれか1つの用具について、当該用具又はその購入費
通学費	児童又は生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（片道の通学距離が児童にあつては4km以上、生徒にあつては6km以上の者について、その者が通学に利用する旅客運賃を徴して交通の用に供する一般乗合自動車等の旅客運賃）
生徒会費	小学校又は中学校の生徒会費（児童会費、学級費又はクラス会費を含む。）として一律に負担すべき費用

PTA会費	学校、学級、地域等を単位とするPTA活動に要する費用として一律に負担すべき費用
医療費	児童又は生徒が学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病にかかった場合に当該疾病の治療のための医療に要する費用
学校給食費	学校給食に要する費用で保護者が負担する額

別記第1号様式(第4条関係)

就学援助申請書

(宛先) 新発田市教育委員会
(学校長経由)

年 月 日 提出

次のとおり就学援助を受けたいので申請します。

申請者(保護者)	住所	〒 〇〇〇 新発田市 (電話 〇〇〇 〇〇〇)	児童・生徒	学校名	小・中 学校
	ふりがな			学 年	第 〇 学年
	氏 名	〇〇 〇〇 〇〇		ふりがな	
氏 名			氏 名		
援助を受けたい理由(該当する番号に○印)	1 現在、生活保護を受けている。 前年度又は当該年度に以下のいずれかの措置を受けたため。 2 生活保護を停止又は廃止された。 3 個人の事業税が減免されている。(減免決定通知書の写しを添付してください。) 4 世帯全員が市町村民税非課税である。(均等割課税がある場合は、非課税ではありません。) 5 市町村民税の減免措置を受けた。 6 固定資産税が減免されている。 7 国民年金の掛金が免除されている。 8 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予(分納ではありません。)を受けている。 9 児童扶養手当を受給している。 10 生活福祉資金の貸付けを受けている。(貸付決定通知書の写しを添付してください。) 11 その他(具体的に記入してください。) _____ _____				

※必ずご記入の上押印してください。

同 意 書	
①私(申請者)は、新発田市の就学援助制度の申請のため、新発田市教育委員会が私の世帯の住民基本台帳及び課税資料等の公簿を確認し、調査することに同意します。	
②就学援助費の振込口座として、学校長に届け出た学校諸経費振替口座を使用することに同意します。	
③学校長が私の学校諸経費の納入状況を勘案し必要と認めるときは、就学援助費を学校長の指定する金融機関の口座に振り込むことに同意します。	
年 月 日	
申請者(保護者)	
氏 名 _____ 印	
新発田市教育委員会 様	
(注意) 年 月 日現在において、新発田市に住所がない方は、前住所地からの 年度(年分)の所得・課税証明書を添付してください。	

世帯の状況（児童生徒を含めて同居の家族全員を記入してください。単身赴任の保護者を含む。）						
氏名	続柄	生年月日 年4月1日現在 満年齢		職業・勤務先・ 学校名・学年等	備考 (障害者手帳番号・ 病気療養期間等)	
1	児童生徒 本人	年	月	日	歳	学校 学年
2	申請者 (保護者)	年	月	日	歳	
3		年	月	日	歳	
4		年	月	日	歳	
5		年	月	日	歳	
6		年	月	日	歳	
7		年	月	日	歳	
8		年	月	日	歳	
9		年	月	日	歳	
住居の形態 (該当する番号に○印)		1 持ち家 2 借家・借間 (家賃：月額 _____ 円)				

※以下は記入しないでください。

【学校通信欄】 就学援助を必要と認める者についての学校長の意見 上記の者を就学援助を必要とする児童生徒として報告します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> <div style="text-align: right;">_____ 学校長 印</div>	学校受付印
【認定結果記入欄】 <div style="text-align: right;">年 月 日 新発田市教育委員会</div>	

第2号様式(第4条関係)

小学校入学前児童 就学援助申請書

(宛先) 新発田市教育委員会

年 月 日 提出

次のとおり就学援助を受けたいので申請します。

申請者 (保護者)	住所	〒 〇〇〇 新発田市 (電話 〇〇〇 〇〇〇)	就学 予 定 者	学校名	小学校
	ふりがな 氏名	〇〇〇 〇〇〇		学年	第 1 学年
援助を受けたい理由 (該当する番号に○印)	1 現在、生活保護を受けている。 前年度又は当該年度に以下のいずれかの措置を受けたため。				
	2 生活保護を停止又は廃止された。 3 個人の事業税が減免されている。(減免決定通知書の写しを添付してください。) 4 世帯全員が市町村民税非課税である。(均等割課税がある場合は、非課税ではありません。) 5 市町村民税の減免措置を受けた。 6 固定資産税が減免されている。 7 国民年金の掛金が免除されている。 8 国民健康保険税の減免又は徴収の猶予(分納ではありません。)を受けている。 9 児童扶養手当を受給している。 10 生活福祉資金の貸付けを受けている。(貸付決定通知書の写しを添付してください。) 11 その他(具体的に記入してください。) _____ _____				

※必ずご記入の上押印してください。

同 意 書	
私(申請者)は、新発田市の就学援助制度の申請のため、新発田市教育委員会が私の世帯の住民基本台帳及び課税資料等の公簿を確認し、調査することに同意します。	
年 月 日	
申請者(保護者)	
氏 名	〇〇〇
新発田市教育委員会 様	
(注意) 年 月 日現在において、新発田市に住所がない方は、前住所地からの 年度(年分)の所得・課税証明書を添付してください。	

世帯の状況 (小学校入学前児童を含めて同居の家族全員を記入してください。単身赴任の保護者を含む。)						
氏名	続柄	生年月日 年4月1日現在 満年齢	職業・勤務先・ (入学予定)学校名・学年等	備考 (障害者手帳番号・ 病気療養期間等)		
1	児童本人	年 月 日 歳	学校 1 学年			
2	申請者 (保護者)	年 月 日 歳				
3		年 月 日 歳				
4		年 月 日 歳				
5		年 月 日 歳				
6		年 月 日 歳				
7		年 月 日 歳				
8		年 月 日 歳				
9		年 月 日 歳				
住居の形態 (該当する番号に○印)		1 持ち家 2 借家・借間 (家賃: 月額 _____ 円)				

振込先口座			
金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	本支店名	本店 支店 出張所
口座種別	普通・当座	口座番号 (右づめ)
ふりがな 口座名義人			
委任状 ※申請者と口座名義 人が異なる場合はご 記入ください。	私_(申請者) _____ ㊟は、上記の口座名義人に新発田市就学援助費の受 領を委任します。		

※以下は記入しないでください。

【認定結果記入欄】	教育委員会受付印
年 月 日 新発田市教育委員会	

別記第1号様式（第4条関係）

（平成30教委規則10・旧別記様式・全改）

第2号様式（第4条関係）

（平成30教委規則10・追加）